法務省令第

号

金融サービスの提供に関する法律 (平成十二年法律第百一号) 第二十二条第十二項の規定に基づき、 金融

サー ビス仲介業者保証金規則を次のように定める。

令和三年 月 日

内閣総理大臣 菅 義偉

法務大臣 上川

金融サービス仲介業者保証金規則

(権利の実行の申立 ての 手

第 条 金 融サー ピ ス の提供に関する法律施行令 (平成十二年政令第四百八十四号。 以 下 「令」という。)

第二十八条第一項に規定する権利の実行の申立てをしようとする者は、 別紙様式第一号により作成した申

立書に金融サービスの提供に関する法律(以下「法」という。)第二十二条第六項の権利 (以 下 「権利」

という。)を有することを証する書面を添付して、 金融庁長官 (令第四十六条第一項の規定により金融庁

長官の権限が財務局長又は福岡財務支局長に委任されている場合にあっては、 当該財務局長又は 福 岡 財 務

支局長。以下同じ。)に提出するものとする。

(権利の申出の手続)

第二条 令第二十八条第二項に規定する権利の申出をしようとする者は、 別紙様式第二号により作成した申

出書に権利を有することを証する書面を添付して、 金融庁長官に提出するものとする。

(仮配当表の作成等)

令第二十八条第四項の規定による権利の調査のため、金融庁長官は、同条第二項の期間が経過した

後、 遅滞なく、仮配当表を作成し、これを公示し、かつ、当該権利の調査の対象となる保証金に係る金融

サービス仲介業者 (法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。 以下同じ。)及びこれと

法第二十二条第三項の契約を締結している者(以下「受託者」という。)にその内容を通知しなければな

らない。

2 金融庁長官は、 金融サービス仲介業者の営業所又は事務所の所在地を確知できないときは、 前項の規定

による金融サービス仲介業者への通知をすることを要しない。

(意見聴取会の開催)

第四条 令第二十八条第四項の規定による権利の調査の手続は、 金融庁長官の指名する職員が議長として主

宰する意見聴取会によって行う。

2 令第二十八条第 項の規定による権利の実行の申立てをした者、 同条第二項の期間内に権利 の申出をし

た者又は前条第一項に規定する金融サービス仲介業者若しくは受託者 (第八条第四号及び第九条に お 1 7

「関係人」 と総称する。)は、 病気その他のやむを得ない理由により意見聴取会に出席することができな

いときは、 口述書を提出して、 意見聴取会における陳述に代えることができる。

第五条 議長は、 必要があると認めるときは、 学識経験のある者その他の参考人に対し、 意見聴取会に出席

することを求めることができる。

第六条 議長は、 議事 を整理するため必要があると認めるときは、 意見の陳述、 証拠の提示その他の必要な

事項について指示をすることができる。

2 議長は、 意見聴取会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、 その秩序を乱し、 又は不穏な言

動をする者を退去させることができる。

第七条 議長は、 必要があると認めるときは、 意見聴取会を延期し、 又は続行することができる。 この場合

において、 議長は、 あらかじめ、次回の期日及び場所を定め、これを公示し、かつ、第三条第一項に規定

する金融サービス仲介業者及び受託者に通知しなければならない。

2 第三条第二項の規定は、 前項の 規定による金融サービス仲介業者への通知について準用する。

第八条 議長は、 意見聴取会について次に掲げる事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければ

ならない。

一 意見聴取会の事案の表示

一意見聴取会の期日及び場所

三 議長の職名及び氏名

四 出席した関係人の氏名及び住所

五 その他の出席者の氏名

六 陳述された意見の要旨

七 第四条第二項の 口述書が提出されたときは、 その旨及びその要旨

八 証拠が提示されたときは、その旨及び証拠の標目

九 その他議長が必要と認める事項

第九条 関係人は、前条の調書を閲覧することができる。

(配当の実施の順序)

第十条 第三条第一 項に規定する保証金のうちに、 金融サービス仲介業者が供託 したもの のほ かに、 受託者

が 供託したものがある場合には、 金融庁長官は、 当該金融サービス仲介業者が供託した保証金につき先に

配当を実施しなければならない。

(配当の手続等)

第十一条 金融庁長官は、 配当の実施のため、 供託規則 (昭和三十四年法務省令第二号) 第二十七号書式、

第二十八号書式又は第二十八号の二書式により作成した支払委託書を供託所に送付するとともに、 配当を

受けるべき者に同令第二十九号書式により作成した証明書を交付しなければならない。

2 金融庁長官は、 前項の手続をしたときは、 当該支払委託書の写しを当該配当の対象となる保証金に係る

金融サー ビス仲介業者及び法第二十二条第四項の規定により当該保証金の全部又は一部を供託した受託者

に送付しなければならない。

3 第三条第二項の規定は、 前項の規定による支払委託書の写しの金融サービス仲介業者への送付について

準用する。

(保証金の取戻し)

法第二十二条第 一項、 第四項又は第八項の規定により保証金を供託した者 (第十五条第三項 分規

業者を含む。次条第一項から第三項まで及び第六項において「供託者」という。)は、当該保証 金の取 戻

同項の規定により保証金を供託したものとみなされる金融サービス仲介

定の適用がある場合にあっては、

しについて法第二十二条第十項の規定により金融庁長官の承認を受けようとするときは、 取戻し (T) 事 由 及

び取戻しをしようとする金銭の額又は取戻しをしようとする有価証券 (その権利の帰属 が社債 株式等の

振 替に関する法律 (平成十三年法律第七十五号) の規定による振替口座簿の記 載又は記 録により定まるも

のとされる国債(以下この項において「振替国債」という。)を含む。以下同じ。) の名称、 枚数、 総額

金額等とする。

次条第八項及び第十四条第二項において同じ。)

面等

(振替国債については、その銘柄、

を記載した別紙様式第三号により作成した保証金取戻承認申請書に取戻しをすることができることを証す

る書面及び法第二十二条第十一項の指定に関し参考となる書面を添付して、これを金融庁長官に提出する

ものとする。

2 金融庁長官は、 前項の承認をしようとするときは、法第二十二条第十項第三号の規定による保証金の取

戻しを承認する場合を除き、 前項の保証金につき権利を有する者は六月を下らない一定の期間内にその権

利 の申出をすべきこと及びその期間内に申出をしないときは配当手続から除斥されるべきことを公示

カン その旨を当該保証金に係る金融サービス仲介業者及び受託者に通知しなければならない。

3 第三条第二項の規定は、 前項の規定による金融サービス仲介業者への通知について準用する。

4 第二項の権利の申出をしようとする者は、 別紙様式第四号により作成した申出書に権利を有することを

証 はする書 面 を添付して、これを金融庁長官に提出するものとする。

5 令第二十八条第四項から第八項まで及び第三条から前条までの規定は、 第二項の期間内に権利 の申 出が

あった場合について準用する。この場合において、令第二十八条第四項中「第二項」とあるのは 「金融 サ

ビス仲介業者保証金規則 (令和三年)内閣府令第 号) 第十二条第二項」と、同条第七項中 「第二項

第四項及び第五項」とあるのは 「第四項及び第五項」 と、 同条第八項中 「権利の実行に必要が あるとき

は とあるのは 「金融サービス仲介業者保証金規則第十二条第二項に規定する権利の申出があった場合の

第 権 項において準用する令第二十八条第四項」と、 二項中 利の実行に必要があるときは」と、第三条第一項中「令第二十八条第四項」とあるのは 同条第二項中 「令第二十八条第四項」とあるの 「令第二十八条第 項の規定による権利の実行 は 「第十二条第五項において準用する令第二十八条第四 「同条第二項」とあるのは の申立てをした者、 「第十二条第二項」と、 同条第二項」 「第十二条第五 とあるの 第四 [項] لح 条

は

「第十二条第二項」と読み替えるものとする。

6 条 指定したときは、 十二条第十一項の したとき(その時期が到来したときに令第二十八条に規定する権利の実行、次条の保管替え等又は第十四 金取戻承認 の取戻しの手続が行われている場合は、 金融庁長官は、 証明書を同項の 第一項の承認をしたときは、 当該取戻しを承認する旨の保証金取戻承認証 規定により保証金を取り戻すことができる時期及び取り戻すことができる保証 承認の申請をした者に交付しなければならない。 当該手続が終了したとき) 別紙様式第五号により作成した取戻しを承認する旨の保証 明書中第二面については、 にこれを交付する。 ただし、 金融庁長官が その時 期が 金 法第二 \mathcal{O} 到 額 を 来

7 面は、 第一項の 前項 承認を受けた者が、 の規定により交付を受けた取戻しを承認する旨の保証金取戻承認証明書をもって足りる。 供託規則第二十五条第一項の規定により供託物払 渡請 求書に添付すべき書

(保証金の保管替え等)

金銭のみをもって保証金を供託している供託者は、 当該保証金に係る金融サービス仲介業者の主

たる営業所又は 事 務所の 所在地について変更があったためその最寄り の供託所 (国内 に営業所又は 事務所

を有しない者にあっては、 東京法務局。 以下この条にお いて同じ。 に変更が あったときは、 遅滞なく、

金融庁長官にその旨を届け出るものとする。

2 金融庁長官は、 前項の届出があったときは、令第二十八条に規定する権利の実行又は前条若しくは次条

 \mathcal{O} 取戻しの手続がとられてい る場合を除き、 当該保証金についての供託書正本を当該届出をした供託者に

交付しなければならない。

3 第 項の 届出をした供託者は、 前項の規定により供託書正本の交付を受けた後、 遅滞なく、 当該保証 金

を供託している供託所に対し、 費用を予納して、 所在地の変更後の主たる営業所又は事務所の最寄りの 供

託所への保証金の保管替えを請求するものとする。

4 前項 の保管替えを請求した者は、 当該保管替えの手続の終了後、 遅滞なく、 別紙様式第六号により作成

L た届出書に供託規則第二十一条の五第三項の規定により交付された供託書正本及び金融サービス仲介業

者等に関する内閣府令(令和三年内閣府令第 号) 第二十六条第三項に規定する保証金等内訳書を添

付して、金融庁長官にこれを提出するものとする。

5 金融庁長官は、 前項の届出書に添付された供託書正本を受理したときは、 その供託書正本保管証書を当

該保管替えを請求した者に交付しなければならない。

6 法第二十二条第九項の規定により有価証券又は金銭及び有価証券をもって保証金を供託している供託者

は、 当該保証 金に係る金融サービス仲介業者の主たる営業所又は事務所の所在地について変更があったた

めその最寄りの供託所に変更があったときは、 遅滞なく、 当該保証金と同 額の保証 金を所在地 の変更後の

主たる営業所又は 事 務所の 最寄り (\mathcal{O}) 供託所に供託するものとする。

7 前項の規定により供託をした者は、 金融庁長官に対し、 所在地の変更前 の主たる営業所又は事務所の最

寄 りの供託所に供託している保証金の取戻しの承認の申請をすることができる。

8 第六項の規定により供託をした者は、 前項の承認の申請をしようとするときは、 その事由及び取戻しを

しようとする金銭の額又は取戻しをしようとする有価 証券の名称、 枚数、 総額 面等を記載し た別紙様式第

七号により作成した保証金取戻承認申請書を金融庁長官に提出するものとする。

9 前条第六項本文及び第七項の規定は、 第七項の取戻しの手続について準用する。この場合において、 同

条第六項本文中 「第一項の承認をしたときは」とあるのは 「次条第七項の承認 の申請に係る保証 金 $\overline{\mathcal{O}}$ 取 戻

しを承認 したときは」と、 「別紙様式第五号」 とあるのは 別紙様式第八号」と、 同 条第七項中 第 項

 \mathcal{O} 承認を受けた者」とあるのは 「次条第七 項の申請に係る承認を受けた者」と読み替えるものとする。

(保証金の差替え)

第十四条 法第二十二条第九項の規定により有価証券を供託している者は、 当該有価証券についてその償還

に 対 当該 有価 証 券の 取 収戻しの , 承 認 の申 請をすることができる。

期

が到来した場合において、

あらかじめ、

当該有価証券に代わる保証

金

の供託をしたときは、

2 前 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 承 認 \mathcal{O} 申 請をしようとする者は、 有価証券に代わるものとして供託した供託物 の内容及び 页

をしようとする有価証券の名称、 枚数、 総額面等を記載した別紙様式第九号により作成した保証金取 戻承

認申請書を金融庁長官に提出するものとする。

3 第十二条第六項本文及び第七項の規定は、 第一 項の取 戻しの手続につい て準用する。 この場合に おい て

同条第六項本文中 第一 項の承認をしたときは」とあるのは 「第十四条第一項の承認の申請に係る保証

金融庁長官

金の取戻しを承認したときは」と、 「別紙様式第五号」とあるのは「別紙様式第十号」と、同条第七項中

「第一項の承認を受けた者」とあるのは「第十四条第一項の申請に係る承認を受けた者」と読み替えるも

のとする。

(有価証券の換価)

第十五条 金融庁長官は、令第二十八条第八項(第十二条第五項において準用する場合を含む。)の規定に

より有価証券を換価するためその還付を受けようとするときは、供託物払渡請求書二通を供託所に提出し

なければならない。

2 金融庁長官は、 有価証券を換価したときは、 換価代金から換価の費用を控除した額を、 当該有価証券に

代わる供託金として供託しなければならない。

3 前項の規定により供託された供託金は、 第一項の規定により還付された有価証券を供託した金融サービ

ス仲介業者が供託したものとみなす。

4 金融庁長官は、 第二項の規定により供託したときは、 その旨を前項に規定する金融サービス仲介業者に

通知しなければならない。

(公示等)

第十六条 令第二十八条第二項並びに第四項及び第五項(これらの規定を第十二条第五項において準用する

場合を含む。) 並びに第三条第一項及び第七条第一項 (これらの規定を第十二条第五項におい て準用する

場合を含む。) 並びに第十二条第二項に規定する公示は、 官報に掲載することによって行う。

前項の規定による公示の費用その他の保証金の払渡しの手続に必要な費用(令第二十八条第八項

(第十

2

二条第五項において準用する場合を含む。)の換価の費用を除く。)は、還付又は取戻しの手続によって

払渡しを受ける金額に応じ、 当該金額を限度として、 当該払渡しを受ける者の負担とする。

(供託規則の適用)

第十七条 この 規則に定めるもののほか、 金融サービス仲介業者に係る保証金の供託及び払渡しについては

供託規則の手続による。

附則

この命令は、 金融サー Ė スの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商 品 の販売等に関する法律等

部を改正する法律 (令和二年法律第五十号) の施行の日 (令和三年十一月一日) から施行する。

 \mathcal{O}

別紙様式第1号(第1条関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

(郵便番号 -)住所電話番号 () -

商号又は名称

氏名

(法人等にあっては、代表者の氏名及び資格)

申立書

下記のとおり、金融サービスの提供に関する法律施行令第28条第1項の規定により権利の実行の申立てをいたします。

記

- 1 債権者の商号、名称又は氏名及び住所
- 2 債権額
- 3 債権発生の原因たる事実
- 4 その他参考となる事項

(申立ての対象となった金融サービス仲介業者)

- 1 登録番号・登録年月日
- 2 商号、名称又は氏名
- 3 住所

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号) 第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。)及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載する ことができる。

別紙様式第2号(第2条関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

(郵便番号 –)

住所

電話番号 () -

商号又は名称

氏名

(法人等にあっては、代表者の氏名及び資格)

申出書

下記のとおり、金融サービスの提供に関する法律施行令第28条第2項の規定により権利の申出をいたします。

記

- 1 債権者の商号、名称又は氏名及び住所
- 2 債権額
- 3 債権発生の原因たる事実
- 4 その他参考となる事項

(申立ての対象となった金融サービス仲介業者)

- 1 登録番号・登録年月日
- 2 商号、名称又は氏名
- 3 住所

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号) 第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。)及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載する ことができる。

別紙様式第3号(第12条第1項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

 ※登録番号 第
 号

 (郵便番号 -)
)

 住所
 電話番号 () -

 商号又は名称
 氏名

(法人等にあっては、代表者の氏名及び資格)

)

保証金取戻承認申請書

下記のとおり、金融サービスの提供に関する法律第22条第10項の規定により、保証金の 取戻しの承認の申請をいたします。

記

- 1 取戻しの事由
- 2 取戻しをしようとする供託物の内容(供託所名
 - イ 金銭の場合

供託番号	供託金額	供託者名	取戻申請金額
年度金第 号	円		円

ロ 振替国債以外の有価証券の場合

供託番号		名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価額
年度証第	号					円	円	円
年度証第	号					円	円	円

ハ 振替国債の場合

供託番号	銘柄	金額	評価額
年度国第 号		円	円
年度国第 号		円	円

3 その他参考となる事項

(記載上の注意)

- 1 金融サービス仲介業者の場合は、※登録番号を記載すること。
- 2 法第13条第1項の登録申請書又は法第16条第3項第1号の規定及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第19条第1項の規定による届出書に旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて

記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第4号(第12条第4項関係)

(日本産業規格A4)年 月 日

財務(支)局長殿

(郵便番号 一)

住所

電話番号 () -

商号又は名称

氏名

(法人等にあっては、代表者の氏名及び資格)

申出書

下記のとおり、金融サービス仲介業者保証金規則第12条第4項の規定により権利の申出をいたします。

記

- 1 債権者の商号、名称又は氏名及び住所
- 2 債権額
- 3 債権発生の原因たる事実
- 4 その他参考となる事項

(申出の対象となった金融サービス仲介業者)

- 1 登録番号・登録年月日
- 2 商号、名称又は氏名
- 3 住所

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号) 第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。)及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載す ることができる。

別紙様式第5号(第12条第6項、第7項関係)

(日本産業規格A4)

(第1面)

印

保証金取戻承認証明書

- 1 取戻しを受ける供託者の商号、名称又は氏名及び住所
- 2 取り戻すことができる時期
- 3 取り戻すことができる金額

上記のとおり承認する。

年 月 日

財務(支)局長

住所

氏名 殿

※取り戻すことができる時期が到来していないものは、供託規則第25条第1項の添付書類と はならない。

※第2面の記載なきものは、供託規則第25条第1項の添付書類とはならない。

- 1 取戻しを受ける供託者の商号、名称又は氏名及び住所
- 2 取戻しを受ける供託物の内容(供託所名

イ 金銭の場合

供託番号		供託金額	供託者名	取戻承認金額
年度金第 号		円		円
年度金第 号		円		円
年度金第 号		円		円
年度金第 号		円		円

ロ 振替国債以外の有価証券の場合

供託番号		名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価額
年度証第	号					円	円	円
年度証第	号					円	円	円
年度証第	号					円	円	円
年度証第	号					円	円	円

ハ 振替国債の場合

供託番号		銘柄	金額	評価額
年度国第	号		円	円
年度国第	号		円	円
年度国第	号		円	円
年度国第	号		円	円

上記のとおり証明する。

年 月 日

財務(支)局長 印

住所

氏名 殿

別紙様式第6号(第13条第4項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

※登録番号 第 号(郵便番号 一)住所電話番号 () ー商号又は名称氏名

(法人等にあっては、代表者の氏名及び資格)

届出書

下記のとおり、保証金の保管替えをしたので、金融サービス仲介業者保証金規則第13条 第4項の規定により供託書正本を添えて届け出ます。

記

1 金融サービス仲介業者の主たる営業所又は事務所の所在地及び供託所名

(新)

(旧)

2 所在地変更年月日

(記載上の注意)

- 1 金融サービス仲介業者の場合は、※登録番号を記載すること。
- 2 法第 13 条第 1 項の登録申請書又は法第 16 条第 3 項第 1 号の規定及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第 19 条第 1 項の規定による届出書に旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号)第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。)及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第7号(第13条第8項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

登録番号 第 号 (郵便番号 -) 住所 電話番号() - 商号又は名称 氏名

(法人にあっては、代表者の氏名及び資格)

)

保証金取戻承認申請書

下記のとおり、金融サービス仲介業者保証金規則第13条第7項の規定により保証金の取戻しの承認の申請をいたします。

記

- 1 取戻しの事由
- 2 取戻しをしようとする供託物の内容(供託所名
 - イ 金銭の場合

供託番号	供託金額	供託者名	取戻申請金額
年度金第 号	円		円

ロ 振替国債以外の有価証券の場合

供託番号		名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価額
年度証第	号					円	円	円
年度証第	号					円	円	円

ハ 振替国債の場合

供託番号	銘柄	金額	評価額
年度国第 号		円	円
年度国第 号		円	円

3 その他参考となる事項

(記載上の注意)

法第13条第1項の登録申請書又は法第16条第3項第1号の規定及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第19条第1項の規定による届出書に旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第8号 (第13条第9項関係)

(日本産業規格A4)

保証金取戻承認証明書

- 1 取戻しを受ける供託者の商号、名称又は氏名及び住所
- 2 取戻しを受ける供託物の内容(供託所名)
 - イ 金銭の場合

供託番号	供託金額	供託者名	取戻承認金額
年度金第 号	円		円

ロ 振替国債以外の有価証券の場合

供託番号		名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価額
年度証第	号					円	円	円
年度証第	号					円	円	円

ハ 振替国債の場合

供託番号	銘柄	金額	評価額
年度国第 号		円	円
年度国第 号		円	円

3 金融サービス仲介業者の主たる営業所又は事務所の所在地

(新)

(旧)

上記のとおり証明する。

年 月 日

財務(支)局長 印

住所

氏名 殿

別紙様式第9号(第14条第2項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

登録番号 第 号 (郵便番号 住所

電話番号() -

商号又は名称

氏名

(法人等にあっては、代表者の氏名及び資格)

保証金取戻承認申請書

下記のとおり、金融サービス仲介業者保証金規則第14条第1項の規定により供託有価証 券の取戻しの承認の申請をいたします。

1 供託有価証券に代わる供託物の内容(供託所名

イ 金銭の場合

供託番号	供託金額	供託者名
年度金第 号	円	

ロ 振替国債以外の有価証券の場合

供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価額
年度証第 号					円	円	円

ハ 振替国債の場合

供託番号	供託番号 銘柄		評価額	
年度国第 号		円	円	

- 2 取り戻しをしようとする供託有価証券の内容(供託所名
 - イ 振替国債以外の有価証券の場合

供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価額
年度証第 号					円	円	円

ロ 振替国債の場合

供託番号	供託番号 銘柄		評価額	
年度国第 号		円	円	

3 その他参考となる事項

(記載上の注意)

法第13条第1項の登録申請書又は法第16条第3項第1号の規定及び金融サービス仲

介業者等に関する内閣府令第19条第1項の規定による届出書に旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第10号 (第14条第3項関係)

(日本産業規格A4)

保証金取戻承認証明書

- 1 取戻しを受ける供託者の商号、名称又は氏名及び住所
- 2 取戻しを受ける供託有価証券の内容(供託所名)
 - イ 振替国債以外の有価証券の場合

供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価額
年度証第 号					円	円	円
年度証第 号					円	円	円

ロ 振替国債の場合

供託番号	銘柄 金額		評価額
年度国第 号		円	円
年度国第 号		円	円

上記のとおり証明する。

年 月 日

財務(支)局長 印

住所

氏名 殿